平成３０年（フ）第９０号
群馬県藤岡市小林470番地１　ラフレシールＩ　102、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2061番地の７　メゾネットハウスＢ－２
債務者　成松　節子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１５９号
新潟県南魚沼市浦佐3785番地５
債務者　中條智恵子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第１０９４号
大阪市東淀川区西淡路３丁目４番11号　スマイルパールハイツⅢ　307号
債務者　藤井　典子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１５０号
大阪市住吉区杉本２丁目11番８号　パークハイツ11　102号
債務者　工藤圭一郎
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４０９号
大阪市鶴見区横堤３丁目８番38―105号
債務者　田中　勇樹
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５６３号
大阪府東大阪市新町５番３－308号
債務者　吉田　慎治
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６３６号
大阪府東大阪市加納７丁目10番14号
債務者　藤高　智子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６７１号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番21―801号
債務者　竹本　光男
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６８９号
大阪府八尾市渋川町５丁目５番48―104号
債務者　宮澤　綾
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７７２号
大阪市天王寺区空堀町６番３号　ＭＫハイツ302号、前住所大阪市中央区玉造２丁目25番12号　サンメル石井302
債務者　仕田　幸彩
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４８４号
大阪市生野区新今里２丁目５番６号ハピネスジュン　５Ａ
債務者　素野　泰博
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５０１号
大阪府寝屋川市宇谷町５番１―112号
債務者　細路　和美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８号
長崎県雲仙市吾妻町大木場名1747番地
債務者　千上真理子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第１３６号
静岡市駿河区八幡２丁目15番５号　スクウェアーガーデン308
債務者　辻村　　宏
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３９号
東京都多摩市和田1465番地ドゥエル中和田107
債務者　木村　祥子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２０３号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―27―308
債務者　安達　　剛
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部